The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	石島紀之・久保亨編『重慶国民政府の研究』
Author(s)	田中, 仁
Citation	歴史評論. 2007, 683, p. 102-107
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/76727
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

書評

石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』

田中　仁

本書は、「抗日戦争期の重慶国民政府とその統治地域の政治・軍事・経済・社会・文化、および国民政府の外交について包括的に検討し、中国近代史における大きな転換点であった抗日戦争期の歴史的意味を明らかにしようとする」(総論)ことを目的として、二〇〇一年春以来取り組んできた中国現代史研究会(関東)を中心とする共同研究の成果である。最初に本書の構成を掲げておく。

総論　重慶国民政府論(石島紀之)

第一部　政治過程

第一章　国防最高委員会の組織とその政治実態(劉維開)

第二章　戦時行政改革と党政工作考核委員会(味岡徹)

第三章　抗戦時期国民参政会の研究(周勇)

第四章　抗戦時期の国共関係と国共交渉(井上久士)

第五章　劉文輝の西康省経営と蔣介石—大後方における統一戦線の一側面(今井駿)

第六章　中国抗日戦略と対米「国民外交工作」(土田哲夫)

第七章　「スティルウェル事件」と重慶国民政府(加藤公一)

第二部　経済・社会政策

第一章　戦時の工業政策と工業発展(久保亨)

第二章　重慶国民政府の貿易統制政策(鄭会欣)

第三章　重慶国民政府期の民間航空—援蔣ルートに関する一考察(萩原充)

第四章　糧食・兵士の戦時徴発と農村の社会変容—四川省の事例を中心に(笹川裕史)

第五章　西北地区における戦時農業建設—甘粛省での水利灌漑事業と土地政策を中心に(山本真)

第三部　文化・教育・民衆

第一章　戦時言論政策と内外情勢(中村元哉)

第二章　重慶国民政府の教科書政策—とくに審定制と戦時教育課程をめぐって(高田幸男)

第三章　昆明における抗戦リベラリズム(水羽信男)

第四章　国民精神総動員体制下における国民月会(姫田光義)

第五章　戦時華僑政策と帰国華僑問題(菊池一隆)

重慶国民政府史研究文献目録(天野祐子)

(以下、たとえば「第一部第一章」は「一①」と記す)

一九三七年七月の盧溝橋における現地部隊の衝突は、翌月の上海戦を経て日中全面戦争となった。国民党と国民政府は中国共産党(以下、「中共」)との合作を決断して挙

国体制を実現した(一④)。三八年「全国の諸勢力を結集し全国の思慮と識見を集中して国策の決定と推進を容易ならしめる」抗戦建国綱領)ことを目的として国民参政会が創設され(一③)、また翌年初めには党・政・軍を統一的に指揮する最高政策決定機構たる国防最高委員会が発足する(一①)。経済面では、沿海地域からの工場移転と内陸部における工業化の推進が図られるとともに(二①)、統制経済化と貿易統制が実施された(二②)。このほか本書所収の「行政三聯制」の実施(一②)、糧食・兵士の徴発(二④)、戦時言論統制(三①)、国民精神総動員運動(三④)、「国民外交工作」(一⑥)、民間航空(二③)、農業建設(二⑤)、教科書政策(三②)、華僑政策(三⑤)などに関する諸論考によって、我々は戦時下の重慶国民政府が構築しようとした総力戦体制の全体像を知ることができる。

それでは重慶国民政府によって実施された総力戦体制はどのような特質と射程を有していたのであろうか。評者は、(一)訓政国家体制、(二)中国社会の近代化とその特質、(三)第二次世界大戦下の国際環境、の三点に留意したい。

一　訓政国家体制について

そもそも国民党の一党支配体制である一九二八年以来の「訓政」は「憲政」実施までの過渡的な支配体制として正当性を主張していたが、日中全面戦争の勃発によって総力戦体制の構築を余儀なくされた。この「訓政」システムによって整序された党・政・軍関係は、重慶国民政府をめぐる政治過程を規定することになる。

劉維開は、国防最高委員会の設置目的とそれが実際に果たした役割との間に、ある種の乖離があったことを実証したうえで次のように結論づける。国防最高委員会の設置目的は、戦時体制を樹立し党・政・軍の指揮を統一することにあった。理論上、国防最高委員会は広範かつ強力な権力を備えているはずであったが、実際の活動は決してそのようなものではなかった。すなわち国家の前途に関連する軍事と政治の大計は、必ずしも同委員会の常務会議において最終決定がなされたわけではなく、むしろ予算を審査し法案を制定して、党・政・軍各方面の意見調整を図る機構になっていた。このような理由は、(一)党中央執行委員会が設置した機構であったこと、(二)蔣介石自身が国防最高委員会の活動に関心を払わなかったこと、(三)国防最高委員会が中央政治委員会の職権を代行しその事務を継承した組織であり中央常務委員会に報告しなければならなかったことにあった(一①)。

「訓政」システムが重慶国民政府時期の政治過程を規定していたことは、たとえば一九三九～四二年に大々的に展開された官製キャンペーンたる国民精神総動員運動が、会長が国防最高委員会委員長の兼任、副会長が行政院院長の兼任、そして党中央秘書長、国防最高委員会秘書長、および組織部・社会部・宣伝部・経済部・教育部・政治部各部長と新生活運動総会総幹事を成員とする総動員会を頂点とし、地方レベル(省・市)から県レベルに下部組織を有するものであったことに顕著に示されている(三④)。同時に、甘粛省における自作農創設政策が孫文「耕者有其田」の実現をめざす理念を内包していたことは(二⑤)、「訓

政」システムが、権力奪取後の国民党が孫文「国民政府建国大綱」を実体化することによって成立したことに由来している。

二　中国社会の近代化とその特質について

「総論」が指摘するように、日中全面戦争期における不識字者が日本〇・五パーセントに対して中国のそれが九〇パーセント以上であったことに示される、兵士の教育水準の際立った差異が両軍の戦闘力の大きな格差を生むことになった。中国社会の近代化の到達水準とその特質は、重慶国民政府が構築した総力戦体制の質を規定したのである。

笹川裕史は、近代中国社会の特色に関する村松祐次・足立啓二の理解を共有しつつ「粗放な末端行政、組織性の低い社会」と捉えたうえで、総力戦遂行にあたって不可欠な糧食と兵士の徴発が農村社会の矛盾を拡大していく様相を以下のように論述している。すなわち、(一)田賦(土地税)の実物徴収と糧食の強制的買上げ(借上げ)は、行政側の土地把握が実態から遊離していたために負担の公平性を確保できず、同時に下級職員の汚職や不正が頻発した。(二)兵士の徴発は違法な拉致の蔓延をまねき、さらにそのことは地域間交易の停滞、糧食価格・一般物価の不規則な高騰をもたらした。(三)こうして重慶国民政府下の農村社会では地域間対立の激化や全般的な治安の悪化が顕在化し社会秩序の崩壊に瀕することになった(二④)。

近代中国社会の特質によって規定される権力の特質をめぐるもうひとつの論点は、「省権力の非均一性」である。この点について山本真論文は、具体的論述の前提として「戦時の西北地区には、陝甘寧地区に拠る中国共産党だけではなく、ソ連の強い影響下に新疆省において自立性を維持する盛世才政権、地元ムスリム勢力を代表する馬鴻逵・馬歩芳の寧夏省、青海省政府が存在した。一方、甘粛では一九二〇年代末以降在地軍事勢力の力が比較的弱まり、蘭州の省政府レベルでは中央化が一定程度進展を見せており、重慶政府の西北での前進基地たる位置を占めるに至っていた」と概括している(二⑤)。こうした状況は二〇年代に国民党が国家権力を奪取する過程で旧勢力たる「軍閥」を自らの権力内部に吸収していったことに起因するものであるが、山本が実証したように甘粛省における農業建設が見るべき成果をあげたのは(二⑤)、同省権力の「中央化」(中央政府による実効支配の実現)の進展があったからにほかならない。一方今井駿は西康省における劉文輝権力の中央政府に対する自立性の実態を解明しているが(一⑤)、水羽信男が論じている昆明におけるリベラル知識人の政治的活性化もまた(三③)、雲南省における劉雲権力の自立性の存在がその背景にあったのである。

三　第二次世界大戦下の国際環境について

日中戦争期の国民政府について、石島紀之は、第一期：一九三七年七月の七七事変(盧溝橋事件)から三八年一〇月武漢陥落まで、第二期：戦争が対峙段階に入った三八年一〇月から四一年一二月のアジア太平洋

戦争勃発まで、第三期：日中戦争が世界大戦の一部となった四一年一二月から四三年一一月のカイロ会談まで、第四期：「カイロ宣言」によって東アジアにおける戦後の展望がみとおせるようになった四三年一一月から四五年八月の日本降伏まで、としている（総論）。

土田哲夫論文（一⑥）は第一期から第二期の時期において国民政府が行なった「国民外交工作」をトランスナショナルな外交過程として考察したものであり、（一）「日本の侵略に加担しないアメリカ委員会」（ACNPJA）が少数の「親華派」アメリカ人によって創設された小規模な組織から、少なからぬ著名人も含む広範な人々の参加を得、軍需品禁輸による対日制裁と中国支援を政府・議会および世論に訴え、孤立主義の風潮を中和し、政府が積極的な極東政策を決定するのを促進した。（二）彼らの活動はアメリカ政府の日米通商条約撤廃や対日経済制裁の実施にも一定の影響をあたえたと評価する。また第三期から第四期における中米同盟下の軍事分掌をめぐる角逐を「スティルウェル事件」を素材として考察する加藤公一論文（一⑦）は、中国の最高権力者としての蔣介石の政治決断を独立国家の指導者としての主体性と国内政治における凝集力の確保という観点から再評価している。

戦時言論政策を内外情勢との関連で考察した中村元哉論文（三①）は、国内世論を無視して戦時言論統制が強化されつづけたにもかかわらず上海・香港から新聞社・雑誌社・通信社が移転した結果、抗戦後期の言論界は復調の兆しをみせはじめていたことをふまえて、（一）抗戦末期（第四期）の国内世論の自由化要求が、一部であるとはいえ憲政実施共進会を通じて政権内部に伝わり、戦時言論統制の緩和へとつながっていった。（二）この統制緩和政策は一九四〇年代の自由主義を基調とする世界情勢のなかで展開されたものであったが、同時にそれは国民政府の規定路線でもあったと結論づける。市民的自由と自由貿易主義を基調として具体化されつつあった連合国の戦後構想を自らの統治理念として内実化することを求められた国民政府は、「憲政」実施という「訓政」システムそれ自身に組み込まれたロジックに沿って政策化が図られていったとしなければならない。

＊　＊　＊

一九四五年夏の日本の敗戦によって第二次世界大戦は終結した。連合国の主要メンバーとして対日抗戦を堅持し勝利を獲得した中国国民政府とその総力戦体制に対して、基本的に肯定的な評価があたえられることは言うまでもない。このことは、たとえば姫田光義論文が、運動自体に「大きな欠陥と限界性」をもちつつも、国民精神総動員運動は「国民もしくは国民意識の形成という中華民国成立以来のいずれの指導者にも課せられていた国民国家確立のための初歩的ではあるが決定的に重要な任務を一定程度前進させた」（三④）としているとおりである。

とはいえ、評者は、重慶国民政府統治下における総力戦体制下の中国社会―農村と都市―が新たな特質を獲得しつつあったとする以下の評価に注目したい。すなわち笹川裕史は、総力戦遂行を目的とする糧食と兵士の徴発に起因する社会秩序崩壊の危機に直面した地域社会において、民意機関

（省・県参議会、郷鎮代表会、保民大会）を場とする戦時負担の適正な配分を求める動きを摘出し、そこに著者は「非団体的社会」に一定の公的規範と社会的凝集力を見いだしている（二④）。また水羽信男は、ナショナリズムに触発された抗戦期昆明におけるリベラルの政治的活性化が知性と理性への全面的信頼を前提としたものであったことを確認したうえで、そこには自由な討論の場としての「公共的政治空間」が創出されたとするのである（三③）。

本書によって提示された重慶国民政府史像は、中国近現代史あるいは中国二〇世紀史のなかでどのような位置づけを与えられることになるのであろうか。

まず通時性という観点から、以下の三つの論点に留意しておきたい。第一に、久保亨が「むしろ重要だったのは、国家主導の下、内陸部において重化学工業化を推し進めるという経済発展戦略に対する確信もしくは過信が、この重慶国民政府期の体験を通じて中国の政策当局者や広範な知識人たちのあいだに生まれた」（二①）としていることは、重慶期の経済発展戦略と人民共和国成立後のそれとの関連性を確認したものである。第二に、中村元哉が抗戦期言論政策に関わる自らの論述を「現代中国および現代台湾の民主化過程を振り返る際に一九四七年に実施された憲政が歴史的に重要な意義を有するとする立場」からその前史と位置づけていることは（三①）、「革命」要因に親和的な歴史像の見直しを企図していると考えてよいであろう。第三に、鄭会欣論文が、重慶国民政府が推進した戦時統制経済政策がさまざまな深刻な弊害をもたらしたことを確認しながら、当時国民政府が置かれた実態をふまえてイデオロギー性を排した総括的評価を付与していることである（二②）。周知のように、抗戦期重慶地区におけるこの「深刻な弊害」から抽出された「四大家族」が「官僚資本」として中国革命の打倒対象の一つとされ、それが人民共和国の公式イデオロギーにおける要石となるのであるが、このことからすれば同時期の中共の実態解明は中国近現代史のなかに重慶国民政府をしかるべく位置づけるために必要かつ重要な課題であるとしなければならない。

日中全面戦争期の中共について、井上久士は以下のように概括する。中共は蔣介石指揮下の国民革命軍の一部となり、合法化を獲得しながらも「独立自主の遊撃戦争」を展開することによって救国の一大勢力になることに成功した。中共は事実上の独自軍隊と支配地区を維持しただけではなく飛躍的に拡大した。陝甘寧地区だけでなく華北各地の抗日根拠地や華中の遊撃区を形成した中共にとって、一九四一年初めの皖南事変を契機とする中央政府からの軍費支給打ちきりも致命傷にはならず、むしろその「割拠」を強化する役割を果たした。彼らはそれを可能にする影響力と動員力も獲得していたのである（一④）。

このほか本書所収論文から看取しうる中共要因は、以下の三点である。第一に、「省権力の非均一性」と概括しうる当時の中国政治の枠組みを背景として、今井駿論文は西康省における劉文輝件局の実態を考察しつつ、中共がそれを「地方実力派」と位置づけ統一戦線の対象として自らの政治展望を構想していたとしている（一⑤）。第二に、この時期の中共は国民参政会に参政

員のポストを与えられ同時に『新華日報』というメディアを有することによって憲政運動に直接参与するとともに国内の世論形成の一端を担いうる存在であった(一③、三①)。第三に「スティルウェル事件」をめぐる中米関係において、中共の存在はアメリカの対重慶政策が具体化されるうえでの重大な規定要因となっただけではなく、蔣介石の政治決断を方向づけるものでもあったのである(一⑦)。

中国近現代史において重慶国民政府が果たした役割を検討するうえで、日中戦争が中国と日本植民地帝国との戦争であったという視角は極めて重要である。この意味で、戦時華僑政策と帰国華僑問題を扱う菊池一隆論文が、日本・朝鮮・台湾からの帰国問題、日本軍の占領地域となっていく東南アジアの動向ならびに世界各地における華僑排斥状況を整理したうえで、それらを関連づけながら内外政策とその実態を論及していることは(三⑤)、私たちが重慶国民政府の役割を考察するための空間的広がりと構造を提示している点で興味深い。

本書は、重慶国民政府が構築した総力戦体制の全体像とその統治地域の実態を明らかにすることによって、中国近現代史における抗日戦争期の「歴史的意味」を総括するために今後どのような課題が存在するのかを掘りさげて検討しうる地点にまで我々を導きえた点で貴重な成果であるとしたい。

(東京大学出版会、二〇〇四年一二月刊、九〇〇〇円)

(たなか　ひとし)

*

投稿へのお誘い！

『歴史評論』は、編集委員会の立てた企画に基づく依頼原稿と、皆様からの投稿論文によってつくられています。ふるってご投稿下さい。

投稿規定は以下のとおりです。

枚数　**二〇〇字一〇〇枚以内(図・表含む)。**

原稿　**縦書き・完全原稿とし、コピーを一部添えて下さい。**

・図表は三枚以内厳守、鮮明なものに限ります。

・審査の迅速化のため、住所・氏名(ふりがな)・目次を記した別紙一枚を添えて下さい。

・**手書き原稿**　**本文・注とも一マス一字、楷書で、鉛筆書きは不可とします。**

・**ワープロ原稿**　B5一枚二六字・二二行。原則としてデータはテキスト形式で(「一太郎」「ワード」「エクセル」の場合は、それぞれの文書形式のままで結構です)。フロッピーにプリント・アウトを添えて下さい。

審査　編集委員会において審査し、三カ月以内に結果をお知らせできるよう努力致します。なお、他誌への二重投稿はご遠慮下さい。転載は掲載後一年間は控えていただきます。

原稿送り先　歴史科学協議会事務所『歴史評論』編集委員会宛、投稿である旨を明記して下さい。

『歴史評論』編集委員会